販売用資料
2018年9月

ＳＢＩインド＆ベトナム株ファンド　関連レポート

新興国市場レポート

米国の利上げ、そして米中貿易戦争等を背景に、直近では新興国全体から資金流出が続いています。しかしながら、ＳＢＩインド＆ベトナム株ファンドの投資対象国であるインド・ベトナム両国の通貨については、新興国の中でも比較的良好な環境下にあります。本レポートでは新興国市場全体の状況と今後の見通しについてご紹介いたします。

新興国のマーケット状況

通貨別推移（対ドル・年初来）

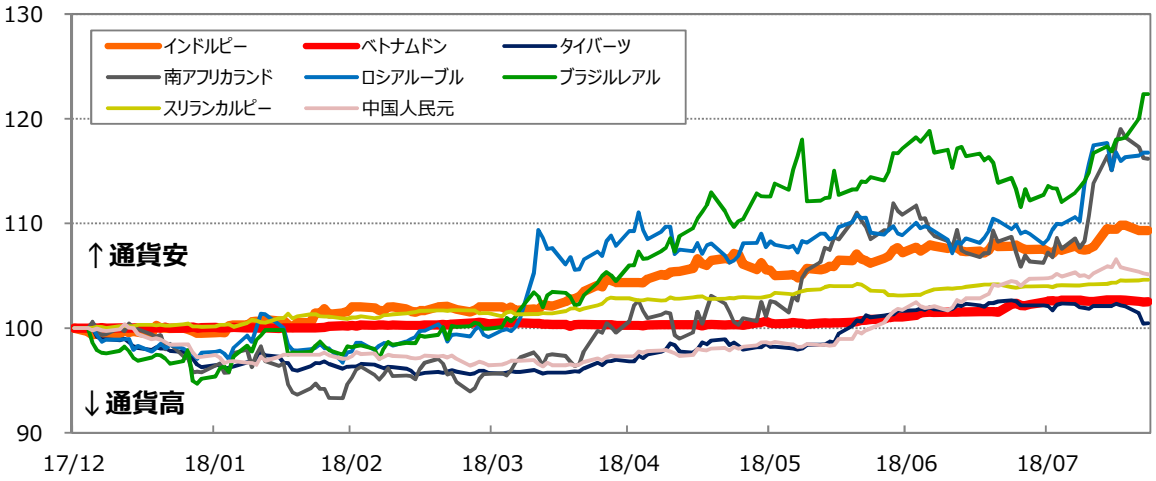

ブラジルレアル：122.36
ロシアルーブル：116.74
南アフリカランド：116.16
インドルピー：109.32
人民元　　：105.15
スリランカルピー：104.03
ベトナムドン：102.52
タイバーツ：100.45

【出所】ブルムバーグよりSBIアセットマネジメントが作成
※データ期間：2017年12月末～2018年8月22日
※2017年12月末を100として指数化しています。

市場動向の概要及び見通し

- 足元、米国長期金利の上昇や米中貿易摩擦の激化により新興国の為替は下落基調にあり、インドルピーも同様に下落基調にあります。しかしながら、南アフリカランド、ロシアルーブル、ブラジルレアルなどといった代表的な新興国通貨と比べると、その下落率は限定的であることが分かります。一方、ベトナムドンは若干の動きはあるものの、変動幅は厳格に管理されているため、値動きは限られています。

- インド・ベトナム両国が新興国通貨でも比較的安定して推移している理由は、高いGDP伸び率と対GDP比経常収支が健全な水準にあるためと見ることができます。（左下グラフ参照）

- また、インドは貿易依存度も低いため米中貿易摩擦の影響も受けにくく、また中国向け輸出割合も低いために中国元との連動性も小さい状況にあります。インドの中長期での成長性やインフレ抑制のための利上げ基調が、今後インドルピーが底堅く推移するドライバーとなるでしょう。

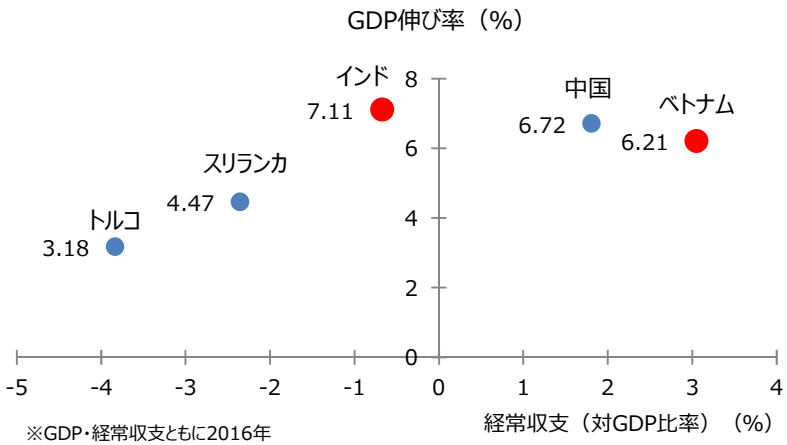

※GDP・経常収支ともに2016年

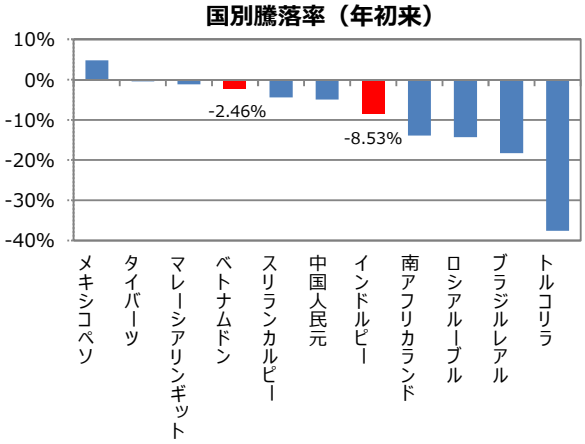

＊後掲の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

新興国市場レポート

株価指数別推移（年初来）

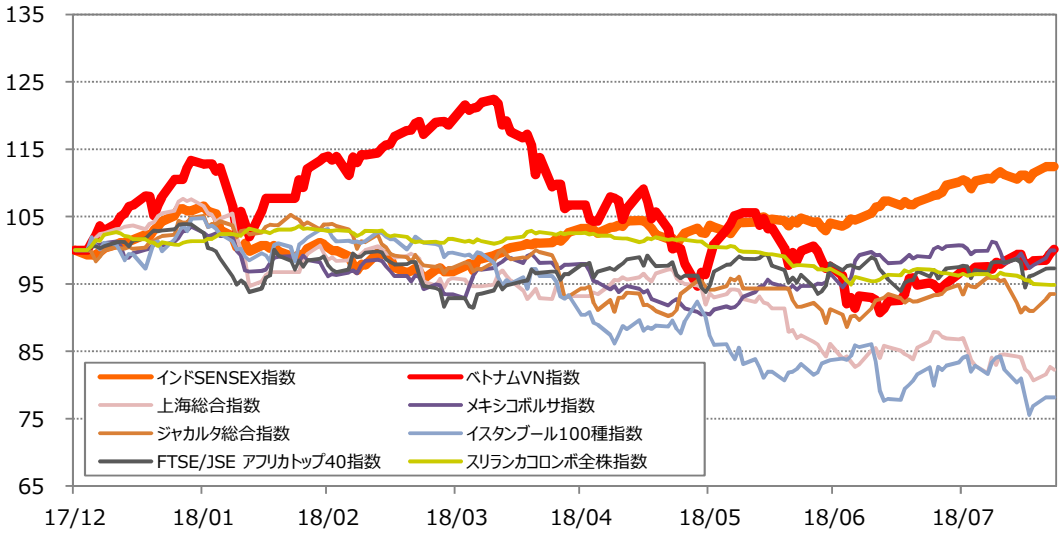

インドSENSEX指数：112.42

ベトナムVN指数：100.14
メキシコボルサ指数：99.98
FTSE/JSE アフリカトップ40指数：97.32
スリランカコロンボ全株指数：94.84
ジャカルタ総合指数：93.53

上海総合指数：82.24
イスタンブール100種指数：78.20

【出所】ブルムバーグよりSBIアセットマネジメントが作成
※データ期間：2017年12月末～2018年8月22日
※2017年12月末を100として指数化しています。

市場動向の概要及び見通し

- 高い経済成長率が期待できるインドの株式市場は、新興国の中でも比較的安定的な動きを見せています。また、ベトナムVN指数においても一時は軟調な展開を見せたものの、足元では昨年末の水準にまで戻している状況です。
- さらに、インドSENSEX指数は史上最高値を更新し続けています。この背景は良好な企業業績に起因しており、今後2-3年の連結純利益は、年平均20%台で推移すると予想されています。
- 史上最高値を更新するインド市場のリスクは、予想を超える高いインフレと通貨安です。その要素を占めるのが原油高と通貨安です。現在のところ原油高及び通貨安もピークを越したと見られるため、今後は株高の恩恵を受ける可能性が高いとみています。
- 1つめの「原油高のピークが過ぎた」と考える背景には、サウジアラビアやロシアなどの主要産油国がベネズエラの減産やイランで懸念される供給不安を補填するために増産の意図を示していることがあげられます。
- また、米国においてもやや在庫が増加傾向にあり、戦略備蓄の放出計画も検討され始めているため、WTI原油価格は上値が重い展開となることが予想されています。
- 2つめに「通貨安のピークが過ぎた」と考える背景には、米国債の10年物と2年物間のイールドカーブのフラットニング化（長期金利と短期金利の差が小さくなること）です。連邦準備制度理事会（FRB）は政策正常化の姿勢を維持していますが、フラットニング化を考慮すると、市場ではFRBが利上げ停止に追い込まれることを織り込んでいるようです。つまりこれ以上インドルピー安になるような、強い米金利上昇は起きにくいのではないかと見られています。
- ベトナムVN指数は年初から軟調な推移が続いていましたが、足元では年初の水準まで戻ってきています。軟調だった背景には、大型IPO株の株価があまり上昇しなかったことによる市場心理の悪化や、新興国全体の資金流出によるものでした。
- しかしながら、ベトナム経済自体は堅調で、また米中貿易摩擦の影響もベトナムにとってポジティブに働くという見方から、徐々に株価は上昇し、強気になっているとするレポートも散見されています。

株価指数別騰落率（年初来）

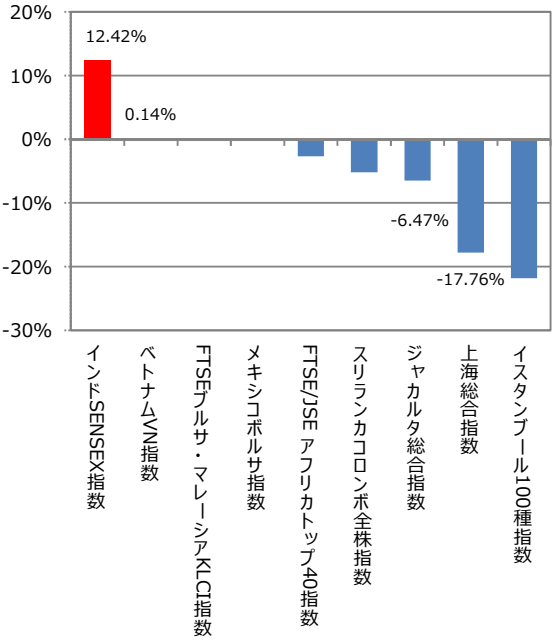

＊後掲の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

ファンドにかかるリスク

本ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を投資対象としており、元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。以下のリスクは特に記載のない限りマザーファンドについて記載しておりますが、当該リスクは結果的に本ファンドに影響を及ぼします。特に、本ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に外国株式へ投資を行いますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状態の悪化等の影響により、その信託財産の価値が下落し、結果として本ファンドが損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

（主な変動要因）

＜株価変動リスク＞

本ファンドは、マザーファンドを通じて主にインド、ベトナムの株式に投資を行います。投資を行う株式の大幅な価格変動等があった場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

＜為替変動リスク＞

マザーファンドは外貨建資産を保有し、マザーファンド及び本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国や投資対象資産の通貨が対円で円高となった場合には、基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

＜信用リスク＞

本ファンドが実質的に投資対象とする企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。なお、マザーファンドが投資するベトナムの証券取引所に上場されている株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の影響を受けますので、対象企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合は、当該債券の価値が大きく下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

＜カントリーリスク＞

マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々は、金融市場や政情が不安定であることから、金融市場や政情に起因する諸問題が株価や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの国々における株式・通貨市場は規模が小さく、流動性が低い場合があり、結果としてそれらの市場で取引される株式・通貨の価格変動が大きくなることがあります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が一方的に規制を導入したり、政策変更を行うことによって証券市場に対し著しく悪影響を与えることがあります。また、証券取引所、会計基準、法規制等に関する制度が先進国市場とは異なる場合があり、運用上予期しない制約を受けることがあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

※変動要因は上記に限定されるものではありません。

（インド株式における留意点）

＜税制に関する留意点＞

インド株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による１年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対してその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用され、キャピタル・ゲイン税等の実効税率は最大17.7675%になります。また、有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます（平成29年11月現在）。マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算にあたり、現地の税務顧問を使用しますので、当該税務顧問に対する費用が発生します。これらの税金及び費用は信託財産から差引かれます。

（非課税利得の帰属について）

インドにおいては非居住者による１年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。本ファンドは追加型ですので、マザーファンドが１年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得（以下「非課税利得」といいます。）は、マザーファンドが株式の売却を行った時点の本ファンドの投資者に帰属し、本ファンドの受益権を１年以上保有している投資者のみに帰属するものではありません。また、本ファンドの設定後、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定された場合には、非課税利得は本ファンドの投資者のみに帰属するものではなく、他のファンドの投資者にも帰属することになります。

（その他の留意点）

・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。
　収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（リスクの管理体制）

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

＊後掲の「本資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。換金手数料はかかりません。
換金代金	換金請求受付日から起算して7営業日目以降にお支払いいたします。
申込締切時間	原則として午後３時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	次のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・インド、ベトナムの証券取引所休業日 ・インド、ベトナムの銀行休業日
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2007年7月25日）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年6月4日及び12月4日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には変更となる場合があります。

お客様にご負担いただく費用等

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に年2.16%（税抜：年2.0%）を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 内訳：委託会社 年1.3176%（税抜：1.22%）／販売会社 年0.756%（税抜：0.70%）／受託会社 年0.0864%（税抜：0.08%）
その他の費用および手数料	ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投信に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。また、マザーファンドにおける株式売買にかかるキャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく、税額が確定次第速やかにその全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に関する費用もマザーファンドに費用計上されます。 ※ これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社：ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（ファンドの運用指図を行います。）
金融商品取引業者関東財務局長（金商）第311号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社：三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）

販売会社：※最終頁をご参照ください（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

本資料のお取扱いについてのご注意

・本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
・本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
・投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
・お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

販売会社一覧

金融商品取引業者名		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人第二種金融先物取引業協会
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第110号	○	○		
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○	○		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第127号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○	○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○	○	○	
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第77号	○	○		○

■販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。